子ども・子育て支援新制度「幼保連携型認定こども園」とは・・・

【特徴】

①　幼稚園と保育園、両方の良いところを合わせ持った施設です。

②　質の高い教育・保育を提供します

③　保護者の就労に関係なく利用できるので、保護者がお仕事を離れるなど、就労状況が変わった場合も通いなれた園を継続して利用できます。

④　認定こども園では子育て支援活動が充実しており、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や園庭開放・親子の交流の場などに参加できます。

【認定区分】

平成２７年４月から始まりました「子ども・子育て支援新制度」の実施に伴い、施設型給付の幼稚園、保育園や認定こども園の利用手続きが変わります。幼稚園、保育園、認定こども園を利用するには、岡山市で保育認定を受ける必要があり、認定には下記のとおり３つの区分があります。

但し１号認定(幼稚園)については、直接当園に入園申込みをした後、園を通じて利用のための申請を各市に行い、園を通じて各市から認定証（１号認定）が交付され、当園との利用契約が完了します。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
１号認定 (教育標準時間認定)	満３歳以上の小学校就学前の子ども（２号認定を除く）で教育を希望する場合	幼稚園（※） 認定こども園
２号認定 （満３歳以上保育標準時間認定・保育短時間認定）	満３歳以上の小学校就学前の子どもで保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）に該当し、保育園等での保育を希望する場合	保育園 認定こども園
３号認定 （満３歳未満保育標準時間認定・保育短時間認定）	満３歳未満の子どもで保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）に該当し、保育園等での保育を希望する場合	保育園 認定こども園 地域型保育

※今回、１号認定で入園申込みした後、各市町村で２号保育認定を受けて、保育標準時間または保育短時間利用に切り替えることも可能です。（希望園に空きがあればです。）

【認定こども園の内容】

	認定こども園(幼稚園部分)…１号認定	認定こども園(保育園部分)…２・３号認定
契約	各認定こども園と直接契約	各認定こども園と直接契約
認定証	１号認定証（教育標準時間認定）が必要	２号認定証（満３歳以上保育認定）・３号認定証（満３歳未満保育認定）が必要
保育料 （利用者負担額）	保護者の所得に応じた支払いが基本となります。今後、岡山市が決定します。	保護者の所得に応じた支払いが基本となります。今後、お住まいの各市町村が決定する利用者負担額（保育料）となります。